

長崎大学施設部
発注者網紀保持マニュアル

平成20年10月

長崎大学施設部

I はじめに

この長崎大学施設部発注者綱紀保持マニュアル（以下、「マニュアル」という。）は、昨今の公共工事等における官製談合等により、国民の公共調達に対する不信感が高まっていることから、長崎大学施設部における公共調達の発注事務に携わる職員が、国立大学法人法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令や国立大学法人長崎大学職員就業規則、国立大学法人長崎大学職員倫理規程等の学内関係規則によるもののほか、「長崎大学施設部発注者綱紀保持要領」第11条に基づき、綱紀保持に関する理解と意識の向上及び発注事務のより適切な遂行に資することを目的として作成するものです。

II 長崎大学施設部発注者綱紀保持要領の運用

1 第2条

【発注事務の対象】

工事、設計・コンサルティング業務、役務の全ての発注事務が対象

【発注担当職員の範囲】

発注事務を担当するすべての職員（発注の判断に関与する決裁者及び決裁において経由する者を含む。）

2 第3条

【担当職員の責務】

① 主な関係法令等

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

国立大学法人長崎学会計規則（平成16年4月1日制定）

国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日制定）

3 第4条

【管理監督者の責務】

管理監督者は、良好な職場環境を確立するため、担当職員との意思疎通を図ることが重要です。

4 第5条、6条、8条

【綱紀保持の観点から担当職員に特に求められる具体的事項】

1) 秘密の保持

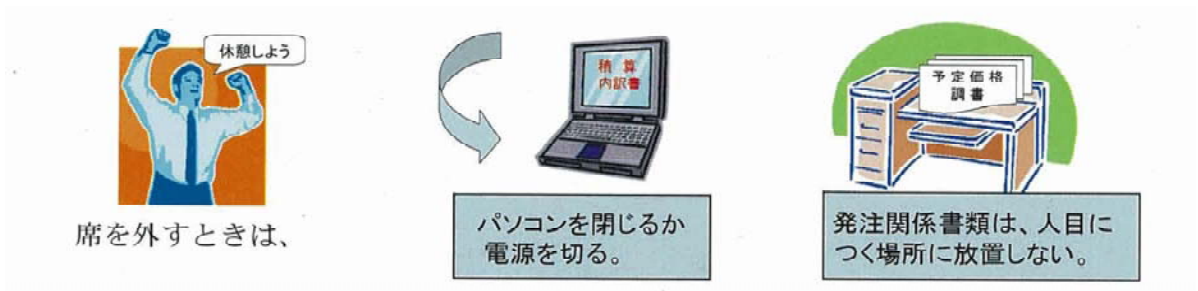
担当職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後といえども同様に守秘義務があります。（国立大学法人法第18条、国立大学法人長崎大学職員

就業規則第34条)

ここで特に留意すべきことは、単に発注に関する情報を担当者以外の者に漏らさないことや、発注事務の目的外に利用しないということにとどまらず、

- ① 席を離れる際に机上に関係書類を放置しない、パソコンの画面は閉じる。
- ② 職場内でも不用意に発注情報を口にししない。(第3者に聞かれる恐れがある。)
- ③ 発注に係るデータ等を庁舎外に持ち出さない。
- ④ 情報の盗用等のおそれをなくするため、データのバックアップは必要以上に行わないなど、データの保管に十分留意する。
- ⑤ 電子入札に係るICカード等を放置したり、パスワードをICカードに記すなど、不適切な管理をしない。

などにも注意することが必要です。

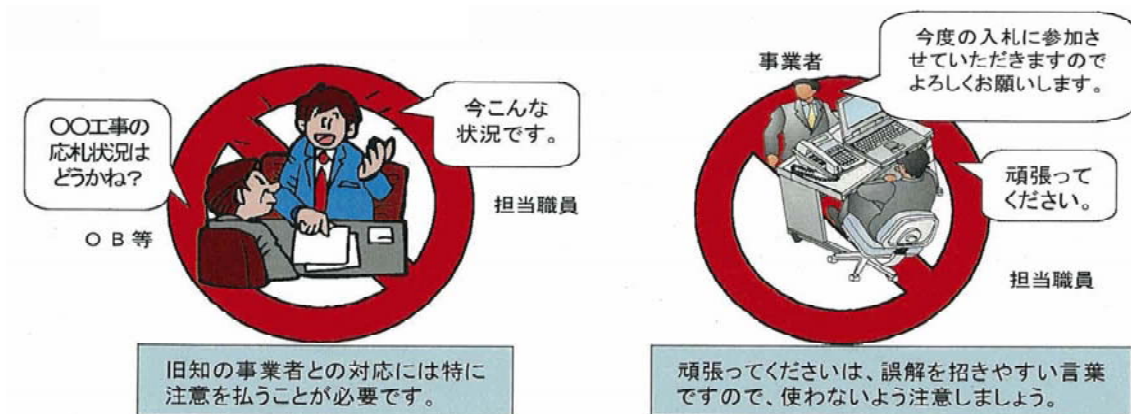


2) 受注関係業者との応接方法

特定の業者と不適切な接触は情報の漏洩と公正な競争の弊害につながるおそれがあるため、担当職員は国民の疑惑を招かぬよう業者との接し方には細心の注意を払う必要があります。

応接にあたっては、例えば受付カウンターやその他適切な対応場所で行うことや、単独での応接を避けるなど、公正かつ適正な実施に十分配慮することが必要です。

特に、OBや学校の先輩など旧知の事業者との接し方については、他の事業者と比較して有利に扱わないことはもとより、国民からみて疑惑を受けることのないよう注意する必要があります。





なお、業者との接触については、「国立大学法人長崎大学職員倫理規程」に基づく利害関係者との間における規制の対象となり、金銭、物品等の贈与や酒食等のもてなしを受けることは、懲戒処分の対象となることに留意する必要があります。

3) 報告等

第8条第1項の「通報」は、外部からのものに限らず、内部の職員からのものも含まれ匿名の通報であっても報告の対象となります。

第8条第2項の「整理」とは、例えば報告書の概要をまとめることや、当該報告書の内容のどの部分が規程に抵触するのか等が考えられます。

5 第9条

【不当な働きかけに対する対応】

第1項から第4項までは、職員が事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合の対応について定めています。

第5項では、報告された報告書について、その内容及び対応状況について公表することを定めています。

「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる業者からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいいます。

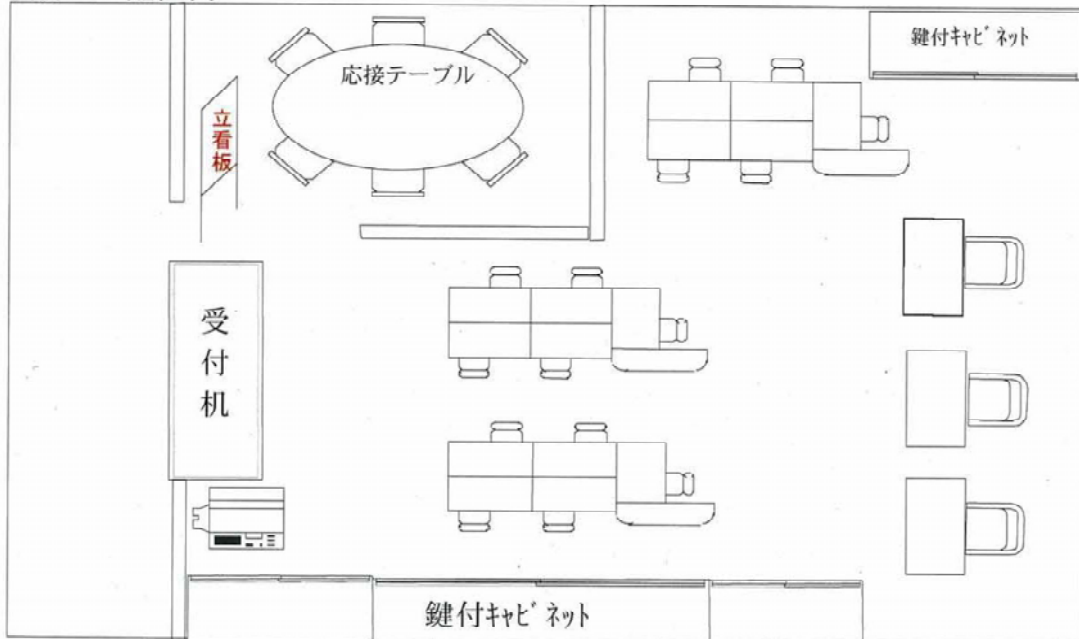
- 一 業者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- 二 業者の受注又は非受注に関する要求行為
- 三 非公開又は公開前における予定価格又は最低基準価格に関する情報漏洩要求行為
- 四 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

5 第10条

【執務環境の整備等】

担当職員が法令遵守と綱紀保持を円滑かつ確実に執行するため、また、国民の目から見て発注事務に対する疑惑を招かないよう、外的条件（施設・設備、備品等）の整備を図る必要があります。外的条件の整備については、建物の物理的制約から直ちに対応できない場合もあるかと思われませんが、可能な限り速やかに実施することが望まれます。

執務室の配置例



立看板掲示例 1



立看板掲示例 2



6 第12条

施設部長は、担当職員をその職務を的確に行うために必要となる所管分野における関係法令等の知識を習得させるための研修、講習等に参加させる必要があります。

なお、第1項の研修、講習等の「等」には、例えば、職場における啓発などが想定されています。

7 第13条

公共調達発注事務に係る綱紀保持には発注者のみならず、発注者の綱紀保持対策について有資格業者の理解や協力も必要となります。

具体的には、綱紀保持に係る協力依頼のポスター等の掲示や、競争参加資格認定通知等に協力要請の依頼文書を同封する等が考えられます。

8 第14条

工事に関する入札談合情報については、「公正入札調査委員会の設置等について」（平成19年5月9日付け19文科施第66号）に基づき対応することとしています。【別添参照】

Ⅲ 関係法令等(抜粋)

1 国立大学法人法(平成15年法律第112号)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第18条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第19条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第38条 第18条（第26条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 国立大学法人長崎大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)

(本学等の責務)

第5条 本学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を遵守しなければならない。

(職場規律)

第33条 職員は、上司の職務上の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第34条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職務の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 職務上知ることのできた秘密又は個人情報等を他に漏らしてはならない。
- (3) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (4) 本学の敷地及び施設内(以下「本学内」という。)で、喧騒行為その他の秩序又は風紀を乱す行為をしてはならない。
- (5) 学長の許可なく、本学内で、職務に関係のない放送、宣伝、集会又は文書画の配布、回覧若しくは掲示の行為等(電子媒体及び情報機器を用いて行う行為を含み、労働組合法(昭和24年法律第174号)により正当な行為として認められるものを除く。)をしてはならない。
- (6) 学長の許可なく、本学内で営利を目的とする金品の貸借、物品の売買等を行ってはならない。

(職員の倫理)

第35条 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、長崎大学職員倫理規程(平成16年規程第46号)の定めるところによる。

3 国立大学法人長崎大学職員倫理規程(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学職員就業規則(平成16年規則第44号)第35条及び長崎大学船員就業規則(平成16年規則第48号)第37条の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)の職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の業務に対する社会の信頼を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「事業者等」とは、法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。この場合において、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

2 この規程において「利害関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学の支出及び収入の原因となる契約又は物品の使用貸借、無償譲与及び無償譲受の契約に係る者にとって、その相手方
- (2) 受験生及び懲戒の対象の学生等
- (3) 過去3年間に就いていた職の利害関係者
- (4) 職員が持つ影響力を他の職員に行使させることにより自己の利益を図ることができる場合の当該他の職員の利害関係者

(倫理行動規準)

第3条 職員は、本学の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 法令及び本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- (4) 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無

利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式(証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 14 項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第 75 条第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (9) 利害関係者と共に旅行(職務としての旅行を除く。)をすること。

4 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)

(公共工事の入札及び適正化の基本となるべき事項)

第 3 条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- (2) 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が確保されること。
- (3) 入札及び契約からの談合その他の不正行為が排除されること。
- (4) 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

5 刑法(明治 44 年法律第 45 号)

(競売等妨害)

第 96 条の 3 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金に処する。

- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第 197 条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7 年以下の懲役に処する。

6 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)

※いわゆる官製談合防止法

(定義)

第2条

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国、地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること
- (2) 契約の相手方になるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること
- (3) 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること

(職員に対する損害賠償の請求等)

第4条

4 各省各庁の長等は、前2項調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

7 国立大学法人長崎大学会計規則(平成16年4月1日制定)

(契約の方法)

第13条 学長は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、次項及び第3項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争に付きなければならない。

2 契約が次の各号の一に該当する場合には、指名競争に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前項の一般競争に付する必要がないとき。
- (2) 前項の一般競争に付することが不利と認められるとき。

3 契約が次の各号の一に該当する場合には、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を許さないとき。
- (2) 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが、不利と認められるとき。
- (4) その他別に定める場合

4 競争に加わろうとする者に必要な資格、第1項の公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

(落札の方式)

第15条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- 2 支払の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。
- 3 契約の性質又は目的から第1項の規定により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの(前項の場合においては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(監督及び検査)

第17条 工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をしなければならない。

8 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程(平成16年4月1日制定)

(入札の公告)

第6条 入札により会計規則第13条第1項に規定する一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(予定価格の作成及び決定方法)

第14条 競争に付そうとするとき又は随意契約を締結しようとするときは、せり売りに付するときを除き、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等によってその予定価格調書を書面により作成しなければならない。ただし、予定価格が、支払の原因となる契約については500万円以下、収入の原因となる契約については300万円以下は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- 2 前項の予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 3 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第19条 公告等に示した入札執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち合わせて開札し

なければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(落札者の決定)

第24条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第25条 会計規則第15条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち最低価格の入札者を落札者としなければならない契約は、予定価格が1,000万円を超える工事、製造その他についての請負契約に限るものとする。

(監督職員の一般的職務)

第39条 会計規則第17条第1項に規定する監督は、会計責任者が監督する者(以下「監督職員」という。)を命じ、これに行わせるものとする。

2 監督職員は、工事又は製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

3 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験、検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

4 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第41条 会計規則第17条第2項に規定する検査は、会計責任者が検査する者(以下「検査職員」という。)を命じ、これに行わせるものとする。

2 検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

3 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

4 前2項の場合において、必要があるときは、破壊し、分解し、又は試験して検査を行うものとする。

5 検査職員は、前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を会計責任者に報告するものとする。

IV 最後に

本マニュアルは、公共調達に係る発注事務の適切な遂行に関する理解を深めるとともに、関係法令等の遵守及び綱紀保持に関する意識の向上を図るためのものですので、担当職員にあっては本マニュアルの内容を十分理解し、その職責を果たしてください。

なお、本マニュアルは担当職員の綱紀保持のために必要となる事項について示しているものですが、単に法令等を守るといふことにとどまらず、マニュアルに記載されていない事項についても国立大学法人職員としての自覚をもって各職員が行動していただき、次のような事態にならないよう十分気をつけてください。



※退職金無：懲戒免職の場合